



議案第九十三号

団体営旭東地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり旭東地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十八年十二月二十二日

三朝町長 松村喬成

昭和五十八年拾貳月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

一 事業の名称及び工事名

ほ場整備事業

二 施行場所

旭東地区ほ場整備工事

三朝町大字鍛田及び森地内

三 経費の賦課基準

事業費の二十五パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期

工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間

五 徴収の方法

金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。